様式第2号

誓 約 書

令和　　年　　月　　日

旭区長　様

申請者　住　所

団体名

氏名　　　　　　　　　　　　 　　印

生年月日

電話番号

令和　年　月　日付け様式第１号の申請にあたり、次のとおりであることを

申し出ます。

記

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではありません。
2. 大阪市暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
3. 本申請が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になることやそのおそれはありません。

以上

（裏面を御確認ください。）

（参考）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（定義）

第二条 　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（中略）

**二** 　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

（中略）

六 　暴力団員　暴力団の構成員をいう。

（以下、省略）

大阪市暴力団排除条例（抄）

 （定 義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)-(2)　中略

(3) 暴力団密接関係者 　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして市規則で定める者をいう。

（以下、省略）

大阪市暴力団排除条例施行規則（抄）

 （暴力団密接関係者）

第３条 条例第２条第３号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする

(1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

(2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団 又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

(3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

(4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該 事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する 者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にある者であって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

(6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者